青

公

告

先機 関

(

土地改良区の役員の就任

県三

:

県中

局域

ハ

(営農大学校) ...

土地改良区の定款変更の認可......

青森県営農大学校の学生募集

大規模小売店舗の変更の届出......

大規模小売店舗の新設に関する届出.

(商工政策課) ... (環境保全課) ...

껃 끄디

同

:

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

同法第十条第二項の規定による公告

文県

化生

課活

:

껃

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査の実施

(開発課)

:

三.

同同

: :

 \equiv 三

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定....... 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定..... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....

保高

:

=

青森県財務規則の一部を改正する規則.....

(財務指導課) ...

規

則

目

次

告

示

土地改良区の定款変更の認可......

第四千百四十一 号

平成 二十八年四月二十七日

規

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第三十一号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号) の一部を次のように改正す

五」を「第百五十条の十六」に改める。 百五十条の十四」を「第百五十条の十三 目次中「第百五十条の十一」を「第百五十条の十二」に、 第百五十条の十五」に、 「第百五十条の十二 「第百五十条の十

第百五十条の五第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、 同条第一項の次に次の一項を加える。 同項を同条第三項

2 を行うものとされている事項のほか、次に掲げる事項についても、行うものとする。 定により読み替えられた第百二十九条の規定による公告は、前項の規定により公告 特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札に付する場合における前条の規 特例政令第十条第一項の規定による競争入札の方法による旨

のとすることがある旨 特例政令第十条第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかつたも

特例政令第十条第十一項の規定により当該競争入札を取り消すことがある旨

兀 端数の入札を制限する場合にはその旨

第二項第七号」に改め、第七章第五節第三款中同条を第百五十条の十六とする。 及び第百五十条の十二」に、 第百五十条の十四中「第百五十条の十一」を「第百五十条の十二」に、 第百五十条の十五中「第百五十条の十及び第百五十条の十一」を「第百五十条の十 「第百五十条の十第二項第七号」を「第百五十条の十 「第百五十

則

右 右 同 同 県西

> , 地 局域

とする。とする。とする。というには、ので、第百五十条の十三第一項」に改め、第七章第五節第二款中同条を第百五十条の十五第七号」を「第百五十条の十一第二項第七号」に、「第百五十条の十二第一項」を第七号」を「第百五十条の十一第一項」と、第百五十条の十二第二項」を「第百五十条の九第一項」をでする。

加え、司条を第五五十条の十四とする。 指名競争入札の場合にあつては、前条第四項各号及び第五項各号に掲げる事項)」を 第百五十条の十三第三項中「事項」の下に「 (特例政令第十条第一項の規定による

第百五十条の十二に次の一項を加える。加え、同条を第百五十条の十四とする。

- | 特例政令第十条第一項の規定による指名競争入札の方法による旨
- のとすることがある旨 一 特例政令第十条第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかつたも
- 〒 特例政令第十条第十一項の規定により当該指名競争入札を取り消すことがある

四 端数の入札を制限する場合にはその旨

青

九を第百五十条の十とし、第百五十条の八の次に次の一条を加える。一を第百五十条の十二とし、第百五十条の十を第百五十条の十一とし、第百五十条の十二を第百五十条の十三とし、第七章第五節第一款中第百五十条の十

(複数落札入札制度による場合の予定価格の決定)

別記第一の第六条を次のように改める。

(同価入札の取扱い)

ときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。 で落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がある第六条(4)落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじ

附則

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

告

示

青森県告示第三百十七号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定にのとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により、次介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

コ有 ス 会 社 ト	は ^ぁ とふる 社	が株式会社え	氏名 称 又 名は	指定居宅サービ
二番町一七の一 二番町一七の一	五の三八三 字上野字山添四 上北郡東北町大	一 三丁目一九三の 黒石市追子野木	所在地又は住所主たる事務所の	ソー ビス事業者
訪問介護	訪問介護	訪問介護	類 t の 和	ご居 ス宅 Dサー
サービストコスケア	は _あ といい と いパース	み業訪 所 ほ ほ ほ ま ま ま ま ま ま う き き う き き う き き う き き き え う き き う え き う え う ま う も う も う も う も う も う も う も う も う も	名称	事宝サージ
十和田市一本木	蛇坂一三の一	福民西六一の一黒石市牡丹平字	所 在 地	業業を行う
二八年一	二八・四・三五	三平 ・成 ・ ニ	年月日	指 定

青森県告示第三百十八号

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、次のと

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

名 称 主たる事務所の 名 称 所 在 地 年月日 名 本 本 本 本 本 中 日 中 中 中 日 中 日 <	指定居宅介	護支援事業者	居宅介護支援事	業を行う事業所	
興団 マークーニ ター 目二〇の二森社会福祉 しの一三 アプランセン 目二〇の二会福祉法人 むつ市十二林 アプランセン むつ市金谷二丁 みちのく金谷ケ むつ市金谷二丁		所 在 地		在	月
興団 ター ター オランセン 目二〇の二 六会福祉法人 むつ市十二林一 アプランセン 目二〇の二 三	株式会社えが	目市 一追 九子 三野	斫宝	一丹 の平	六平 ・成 ・
	- 闘杰ム		ター アプランセン ひちのく金谷ケ	目二〇の二 丁	二八・四・宝

青森県告示第三百十九号

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、 次 Ξ

平成二十八年四月二十七日

の規定により公示する。

青森県知事 \equiv 村 申

吾

がお お 社え	氏名 称 又 名は	事指定介護
一 三丁目一九三の 黒石市追子野木	所在地又は住所主たる事務所の	学院サービス
訪問 問 所 護 防	の [†] 種類 類 b	ー 介 護 ご ろ ろ ろ ろ ろ
み業訪 所 ほ ほ ほ ま ま ま ま ま ま う ま う き き う き き う き き き き き	名称	行護予防#
福民西六一	所在	事業
の平 一字	地	所を
三平 成 ♀ 二	月	指 定

コ 有 ス く 社 ト	は 株 式 会 社
二二番町一七の一 十和田市東二十	五の三八三 字上野字山添四 上北郡東北町大
訪介 問護 介護 護防	訪 問 介 護 務 防
サービス ア	はぁ とふ とふ る
二沢一丁目市 一本木	蛇坂一三の一上北郡七戸町字
六	六
፷ i. •	<u> </u>
<u> </u>	<u>=</u> ;

青森県告示第三百二十号

統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。 中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査を次のとおり実施するので、青森県

平成二十八年四月二十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

調査の目的

ための基礎資料を得ることを目的とする。 県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築の

二 調査対象の範囲

報告を求める事項及びその基準となる期日 県内全域の従業員三百人未満の民間企業等の労働組合

1

報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

業種、所定内給与額

従業員数、

賃上げ・一時金要求の有無

賃上げ・一時金の要求日、要求額

賃上げ・一時金の妥結日、妥結額

時金の妥結時期

報告を求める基準となる期日は、調査実施年の要求・妥結時期とする。

兀 報告を求める者

平成二十七年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企

五 報告を求めるために用いる方法

業等労働組合二百五組合とする。

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

(4) 六 報告を求める期間

平成二十八年四月二十七日から五月十八日までとする。

告

公

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日

県

報

平成二十八年四月七日

森

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人R.ぷらっと

青

代表者の氏名

Ξ

相内 英之

主たる事務所の所在地

兀

弘前市大字田茂木町五七

定款に記載された目的

五

する事業を行い、彼等・彼女等が自ら考える力と行動する力を育むこと、そして地 住民の教育に関する啓発及び地域の教育力向上に寄与することを目的とする。 この法人は、児童、生徒、学生及び地域住民に対して、キャリア形成の支援に関

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十八年四月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

特定役務の名称及び数量

平成二十八年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

_

青森県環境生活部環境保全課

青森市長島一丁目一の一

契約の方法

Ξ

随意契約

契約の相手方を決定した日

兀

平成二十八年四月一日

契約の相手方の名称及び住所

五

クボタ環境サービス株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の

六 契約金額

億千二百三十二万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項 一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである

契約の相手方を決定した手続

ものである。 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

大規模小売店舗の新設に関する届出

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規

平成二十八年四月二十七日

告する。

青森県知事 申 吾

Ξ 村

大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前市大字樹木五丁目七の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スコーレ

弘前市大字駅前三丁目一五の五大中駅前ビル

代表取締役 大中廣

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社佐藤長

株式会社サンデー

代表取締役 佐藤浩三 弘前市大字松森町九三

2

八戸市根城六丁目ニニの一〇

代表取締役 川村暢朗

3 未定

兀 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十二月十日 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五

八二三平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場の位置及び収容台数

1

三七四台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三〇台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設の位置及び面積

3

二〇六・一平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(位置は、届出書添付図面のとおり)

五四・九立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

株式会社佐藤長

(

1

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後八時五十分

 (\Box) 株式会社サンデー

開店時刻 閉店時刻 午後八時 午前七時

 (\equiv) 未定

開店時刻 閉店時刻 午後八時 午前九時

未定

(四)

閉店時刻 開店時刻 午後八時 午前九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

2

午前六時三十分から午後九時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3

一か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設

荷さばき施設

午前六時から午後九時

午前六時から午後九時

届出年月日

八

平成二十八年四月八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十八年四月二十七日から同年八月二十七日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

+意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 提出期限

平成二十八年八月二十七日

提出先

2

青森県商工労働部商工政策課

3

記載事項 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

 (\Box)

意見及びその理由

言語

大規模小売店舗の変更の届出

意見書は、日本語により記載すること。

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十八年四月二十七日

項の規定により次のとおり公告する。

青

吾

青森県知事 Ξ 村 申

大規模小売店舗の名称及び所在地

カブ・大野店

青森市大字大野字前田七三の四外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

Ξ 変更しようとする事項

小大 売規 店模	X
位駐 置輪 びの	分
((((((((((((((变
	更
届出書添付	前
数は変更なし位置変更のみ	変
なの しみ	更
、収容台	後
示平 三成 三	年変 月 日更

項す置設舗 るにのの 事関配施

収容台数 図面のとおり)

図面のとおり) (位置は、届出書添付

兀 届出年月日

平成二十八年四月六日

届出書及び添付書類の縦覧

五

1

場所 青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2

期間 平成二十八年四月二十七日から同年八月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

六

提出期限

平成二十八年八月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第二号

平成二十九年度青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学

兀

ない場合のみ実施することとする。 校規則 (昭和五十五年三月青森県規則第二十号) 第七条第三項の規定により公示する。 ただし、二次募集試験は一般募集試験 (推薦選考を含む。) の合格者が定員に満た

平成二十八年四月二十七日

二年 修業年限

募集人員

青森県営農大学校長 田 澤

拓

巳

課

畜 果 畑作園芸課程 産 樹 課 課 程 程 程 七十名 (男女を問わない。 定 員

三 受験資格等

- 推薦選考は、農業に従事又は従事しようとする者で、次の各号の全てに該当す
- 育学校を卒業した者、又は平成二十九年三月に卒業する見込みの者 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) による高等学校若しくは中等教
- 出身の高等学校長又は中等教育学校長の推薦を得た者
- 2 一般及び二次募集試験は、農業に従事又は従事しようとする者で、次のいずれ かに該当する者
- 十九年三月に卒業見込みの者 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は平成二
- 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認めた者

試験等の実施期日、場所及び試験科目

推薦選考	試験等
+ - 17	
十分 (金) 午前十時二	試験の期日等
青森県営農大学校四八の八	試験の場所等
作文、面接	試験科目等

試験二次募集	試 一 験 般 募 集
分 (金) 午前九時二十平成二十九年二月十七	分 (金) 午前九時二十
"	"
"	(古典を除く)、数学、生物(生物基礎を含む)、作文]、でを含む)、ででで、数のでは、のででは、のででは、のででは、のででは、のででは、のでは、のでは、のでは

			五		
	推 薦 選 考	試験等	受験手続	試験二次募集	試 一 験 募 集
用封筒 (郵便切手貼付) 入証紙及び写真貼付) 二 本校所定の受験票(写真貼付) 真貼付) 真貼付)	一 入校願書 (第一号様式、 入校検定料分の青森県収 入証紙及び写真貼付) 二 出身学校長の推薦書 二 出身学校及は中等教育	出願書類		分 日 (金) 午前九時二十 "平成二十九年二月十七	分 年前九時二十 "平成二十九年一月二十 "
	まで (水) 午後五時 (水) かか (水) かかん (水) かん (水	出願期間			
	務研修課 「〒〇三九 二五九 四八の八 四八の八 四八の八 八)	出願先		"	筆記試験 [国語総合 (古典を除く)、数 学、生物(生物基 礎を含む)、作文]、 でさる。 では、 では、 ででする。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき

±-+	±-4*
試 二次募集	試 一 験 般 募 集
"	四 平成二十八年三月に高等学校若しくは中等教育等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、又は中る見込みの者にあっては、高等学校の調査書育学校の調査書育学校の調査書名書類名 前項に規定する以外の者にあっては、次に掲げる書類 イ 最終出身学校の卒業 1 最終出身学校の交業 1 最終出身学校の成績 1 1 最終出身学校の成績 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(火)まで (火)まで	年後五時まで (火)から十二 一月二十九日 で成二十八年十
"	n e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

六 合格者の発表

1 発表期日等

二次募集試験	一般募集試験	推薦選考	試験等
平成二十九年二月二十七日 (月)	平成二十九年一月三十日 (月)	平成二十八年十一月二十一日 (月)	発表の期日

2 青森県個人情報保護条例 (平成十年十二月青森県条例第五十七号) 第二十条第

とを証明する書類を持参すること。)。とおり、口頭による開示を請求することができる (本人又は法定代理人であるこー項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次の

- 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
- 開示場所は、青森県営農大学校事務室とする。
- 授業料等 (改定された場合は、改定後の金額を適用する。)

七

- 入校検定料 二千二百円
- 入校料 五千六百五十円
- 授業料 年額 十一万八千八百円

3 2

この募集について不明な点がある時は、青森県営農大学校教務研修課(電話〇一八)その他(4)諸経費(年額)六十五万円(4)諸経費(年額)六十五万円(1)

土地改良区の定款変更の認可

規定により公告する。平川土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月十四日認可したので、同条第三項の平川土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、津軽

平成二十八年四月二十七日

中南地域県民局長 柏 木 司

土地改良区の役員の就任

により公告する。 守土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定守土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により、島土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、島

平成二十八年四月二十七日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良区の定款変更の認可

三項の規定により公告する。

項の規定	同条第三	により公告する。 土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月十二日認可したので、同条第三項の規定土地改良区(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、市川	を四平年	の変更の	すの法の定款	により公告する。 土地改良区の定数 土地改良法 (R	に土よ地土
		土地改良区の定款変更の認可	変更	の定数	改良区	土地	
<i>></i>		***************************************	}	}	}	{	
• 111- 1110	平成六・ 三 三	八戸市南郷大字島守字馬場一三		光 明	馬場	事	理
月日	就任の年月日	住		名	氏	区役 員 別の	区役

平成二十八年四月二十七日

三八地域県民局長

郎

武 田 志

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、舘土

地改良区の定款の変更を平成二十八年四月十四日認可したので、同条第三項の規定に より公告する。

平成二十八年四月二十七日

三八地域県民局長 志

武 田

郎

土地改良区の定款変更の認可

川原市南部土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月十三日認可したので、同条第 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、五所

平成二十八年四月二十七日

西北地域県民局長 Щ

馨

本

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行